出生の届出ができないと お考えの方へ

~ 一緒に一歩ずつ前に ~



福井県無戸籍者支援対策協議会

目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・1
	戸籍とは(1)
	・戸籍がつくられないことによるデメリット(2)
2.	実父でない者を「子の父」としないで届け出るには・・・・3
3.	家庭裁判所において行う裁判手続・・・・・・・・・・4
	・裁判手続に必要な費用・期間・必要書類など(5)
4.	戸籍及び住民票に記載がない場合でも受けられる
	行政サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	妊娠・出産について(7)
	• 子どもの助成・手当について(7)
	・乳幼児の保護・養育について(8)
	• 子どもの就学について(9)
	※住民登録について(10)
5.	相談先一覧 ••••••••••

1. はじめに

お子様の出生の届出ができずに、悩んでおられませんか?

前夫(離婚前であれば夫)が子の父として戸籍に記載されてしまうから、出生の 届出ができない(したくない)と考える方もいらっしゃると思います。

しかし、出生の届出がされないと、お子様は戸籍がない状態になります。

このパンフレットは、「実父」を子の父として戸籍に記載するための手続、手続にかかる費用の援助、これらの相談窓口、戸籍ができるまでの間でも受けられる行政サービス等について、わかりやすく説明しています。

まずは、このパンフレットに紹介されている相談窓口に電話してみてください。 一人で悩まず、一緒に考えましょう。

相談内容は厳守されますので、安心してご相談ください。

戸籍とは

子(日本人)が生まれた場合、出生の届出をすることにより、その子の戸籍がつくられます。

戸籍とは、人が、いつ誰の子として生まれて、いつ誰と結婚し、いつ亡くなった のかなどを登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。

出生の届出ができない(されない)場合、その子の戸籍がつくられず、戸籍がない状態となります。

その結果、その子の母や父が誰なのかなどの親族関係や、その子が日本人であることを証明することができなくなります。

戸籍がつくられないことによるデメリット

戸籍がつくられないと、現在から将来にわたって、親だけでなく、その子自身に もデメリットが生じる**可能性があります。**

(今、起こりうること)

- 親子であることが証明できない。
- ・子を育てるための十分な援助が受けられない。

(将来、起こりうること)

- ・運転免許証の取得が困難になる。
- パスポートの取得が困難になる。
- ・履歴書が書けずに、就職が困難になる。
- 結婚するときに手続が複雑になる。
- ・親族であることの証明が困難になり、子に財産を相続させられなくなる。
- 子にとって、自分が生きてきたルーツを証明するものがない。
- 自分の出生の届出がされていないことから、精神的な不安が生じる。 (罰則を受けるのでは・・・ etc)

法務省の関連ウェブサイト



「無戸籍でお困りの方へ」



「パンフレット・動画」

2. 実父でない者を「子の父」としないで届け出るには

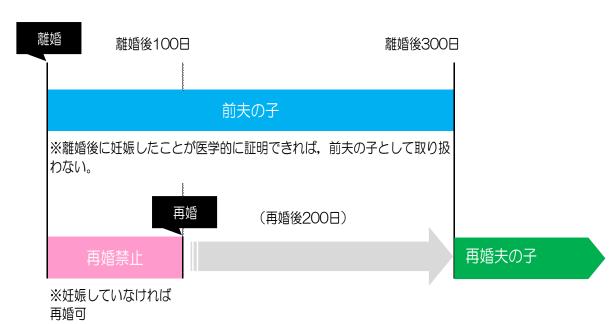
出生の届出ができない理由として、「実父」ではなく離婚した前夫または別居しているDV加害者等である夫が、法律上「子の父」として戸籍に記載されてしまうことが挙げられます。

これは、「嫡出(ちゃくしゅつ)推定」という法律の制度があるためです(※)。 妻が婚姻期間中に妊娠した子は、実際の血縁関係(血のつながり)の有無に関わらず、法律上、夫の子として扱われます。

また、婚姻成立の日から200日を経過した後に生まれた子は「夫の子」として、 離婚後300日以内に生まれた子は「前夫の子」として扱われます。

そのため、実父を父とする出生の届出は市役所・町村役場で受理されません。 そこで、実父でない者を「子の父」としないで出生の届出をするためには、あらかじめ家庭裁判所での手続を行う必要があります。

※ 民法の嫡出推定



3. 家庭裁判所において行う裁判手続

裁判手続としては、①嫡出否認、②親子関係不存在確認、③認知の3つがあります。どの手続も、まずは「調停」を申し立てることになりますが、調停がうまくいかなかった場合は「訴え」を起こすことになります(下表:裁判手続の種類)。

- ①嫡出否認:(前)夫が、生まれた子が自分の子ではないことを求める手続
- ②親子関係不存在確認:子(未成年者の場合、法定代理人として親権を有する
- 母)が、(前) 夫が自分の父でないことの確認を求める手続
- ③認知(※):子(未成年者の場合、法定代理人として親権を有する母)が、実の父に自分の子であることを認めるよう求める手続
- ※ 「認知」とは、法律上の婚姻関係によらずに生まれた子を、その父が自分の子だと認める行為のことです。たとえ血縁上の父子関係があったとしても、それだけでは法律上の父子関係があると認められません。その子と父の間に法律上の父子関係があるというためには、父が子を認知することが必要とされています。

※1 裁判手続の種類

	申立人/原告	相手方/被告	手続するための 要件					
①嫡出否認	(前) 夫 ※子の父と推定 される者	子または親権を行使する母	(前) 夫が子の 出生を知ったとき から1年以内					
②親子関係不存在 確認	・子 ・(前)夫 ・血縁上の父 ・実父)	_	嫡出推定が及ばな いこと					
③認知	子(末成年者の場合, 法定代理人として親権を有する母)	血縁上の父 (実父)	嫡出推定が及ばな いこと					

当事者について、調停の場合は申立人一相手方、訴えの場合は原告ー被告といいます。

実父でない(前)夫に関与を求めないで済む方法は、③認知のみです。

ただし、認知においては、子または法定代理人母と血縁上の父が当事者となるため、(前)夫は当然に裁判手続に関与することにはなりませんが、裁判所の判断により、(前)夫に裁判手続への関与を求められることがあります。

裁判手続に必要な費用・期間・必要書類など

Q 裁判所での手続について、どこに相談すればよいですか?

A 家庭裁判所で申立てのための手続案内が実施されています。 また、弁護士会に、無料の相談窓口があります(P12)。 その他、利用条件(※1)はありますが、「法テラス」でも弁護士等による無料相談を受けられる制度があります(P12)。

Q 調停手続にはどれくらいの費用が必要ですか?

A 目安として、1,200円の収入印紙、3,000円程度の郵便切手が必要となります。郵便切手の必要額は裁判所により異なるため、申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。

その他、DNA鑑定が必要な場合には鑑定費用(10万円程度)が、弁護士 に依頼する場合には弁護士費用が必要となります。

事案によっては、さらに費用が増える場合があります。

Q 調停手続にはどれくらいの期間がかかりますか?

A 親子関係不存在確認のケースで、調停手続期間は1~3か月程度、家庭裁判所への出頭回数は1、2回程度です。

事案によっては、さらに期間や回数が増える場合があります。

Q 調停手続にはどんな書類が必要になりますか?

A 嫡出否認の標準的なケースで、申立書、申立人の戸籍謄本、子の戸籍謄本(出生届が未届出の場合は、子の出生証明書のコピーと母の戸籍謄本)が必要になります。

事案によっては、さらに書類が増える場合があります。詳しくは、家庭裁判 所にご確認ください。 Q 裁判手続の費用を用意するのが難しいのですが、援助してくれる制度はありますか?

A 援助を受けるための条件(①資力が一定額以下であること、②勝訴の見込みがないとはいえないこと、③民事法律扶助の趣旨に適していること)を満たせば、「法テラス」で裁判費用を立て替えてもらうことができます。

詳しくは、以下の「法テラス」のサイト(※2)をご確認ください。

Q 法テラスで立て替えてもらった裁判費用は、どのように返済することになり ますか?

A 援助を開始することが決まった後、毎月分割でお支払いただきます。なお、利息はかかりません。

家庭裁判所における裁判手続についての詳細は、最寄りの家庭裁判所までお問い合わせください。

最寄りの裁判所への連絡先は、以下で紹介しています。



裁判所ウェブサイト



※1「法テラス」ウェブサイト (無料の法律相談について)



※2 「法テラス」ウェブサイト (費用の立替えについて)

4. 戸籍及び住民票に記載がない場合でも受けられる 行政サービス

※ お住まいの市町によって、取扱いが異なる場合があります。

妊娠・出産について

Q 保険証(国民健康保険証)は取得できますか?

A お住まいの市町で取得できます。 妊婦や乳幼児の健康診査、病院での診察、予防接種を受けるときなどに必要 です。

Q 母子手帳(母子健康手帳)は取得できますか?

A 出生証明書があれば取得できます。 病院で提示して窓口で支払う医療費の負担を減らしてもらえます。 また、身分証明書としても使用できます。

子どもの助成・手当について

Q 子どもの医療費の一部助成は受けられますか?

A 保険診療に関する医療費の負担の一部助成を受けることができます。 対象となる年齢や窓口における自己負担金については、実施する市町によっ て異なりますので、お住まいの市町の担当課にお問い合わせください。

Q 児童手当・児童扶養手当は受給できますか?

A 出生証明書があれば受給できます(ただし、所得制限があります。)。 児童手当は、子どもがいる家庭に支給されます。 児童福祉手当は、子どもがいるひとり親の家庭に支給されます。

乳幼児の保護・養育について

Q 乳幼児健診(乳幼児健康診査)を受けることができますか?

A お住まいの市町で受診できます。

1か月児、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健診は、お住まいの市町で受診できます。

詳しくは、お住まいの市町の担当課にお問い合わせください。

Q 予防接種を受けることができますか?

A 生後2か月から予防接種(ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、BCG、四種混合など)を受けることができます。

詳しくは、お住まいの市町の担当課にお問い合わせください。

Q 幼稚園・保育所などを利用できますか?

A お住まいの市町で利用できます。 詳しくは、お住まいの市町の担当課にお問い合わせください。

子どもの就学について

Q 小・中学校に入学させることができますか?

A 適齢期(満7歳になる年度の4月)になれば、お住まいの学校区の小・中学校に入学できます。また、年齢に応じた学年への編入もできます。

住民登録がない場合、入学通知が届かないため、「5. 相談先一覧」を確認の上、保護者の方からお住まいの市町役場にご連絡をお願いします。

Q 学校生活で必要になる費用の援助を受けることができますか?

A お住まいの市町に住民登録があり、その市町の小・中学校に在籍していれば、 受けることがきる場合があります。

Q 「放課後児童クラブ(※)」を利用できますか?

- A お住まいの市町の小学校に在籍していれば、利用できます。 対象となる学年等については、実施主体である市町によって異なりますので、お住まいの市町の担当課にお問い合わせください。
 - ※「放課後児童クラブ」とは 主に保護者が日中家庭にいない小学生児童に、放課後に適切な遊びや生活の 場を与えて、児童の健全な育成を図るためのサービスです。

※住民登録について

Q 住民登録することができますか?

- A 次の①と②をすべて満たす場合は、住民登録ができます。
 - ①「嫡出推定」制度の影響で、出生を届出していない
 - ②「認知調停」などの法的手続が進められている 【住民登録に必要な書類の例】

子の出生証明書(※)、母の戸籍謄本、「認知調停」などの法的手続を申し立てている旨を証する書類

※「出生証明書」とは

子を出産した際、医師または助産師が作成する証明書で、手数料はかかりません。ただし、紛失した場合、再発行には手数料がかかりますので、大切に保管しましょう。



総務省の関連ウェブサイト (住民基本台帳とは)

5. 相談先一覧

- ●出生などの届出について
- ●各種行政サービスについて

お住まいの 県内市役所・町役場の窓口

※下記は各市町の窓口となる連絡先です。

	(市町名)	(窓口課)	(郵便番号・所在地)	(電話番号)
嶺北北部	福井市	市民課	〒910-8511 大手3-1 0-1	直通 0776-20-5288
	あわら市	市民課	〒919-0692 市姫3-1-1	直通 0776-73-8014
	坂井市	市民生活課	〒919-0592 坂井町下新庄1-1	直通 0776-50-3030
	永平寺町	住民生活課	〒910-1192 松岡春日1-4	直通 0776-61-3945
	鯖江市	市民窓口課	〒916-8666 西山町13-1	直通 0778-53-2206
嶺	越前市	窓口サービス課	〒915-8530 府中1-13-7	直通 0778-22-3001
北南	池田町	住民税務課	〒910-2512 稲荷35-4	直通 0778-44-8010
部	南越前町	町民税務課	〒919-0292 東大道29-1	直通 0778-47-8015
	越前町	住民環境課	〒916-0192 西田中13-5-1	直通 0778-34-8708
奥	大野市	市民生活·統計課	〒912-8666 天神町1-1	直通 0779-66-1111
越	勝山市	市民•税務課	〒911-8501 元町1-1-1	直通 0779-88-8102
	敦賀市	市民課	〒914-8501 中央町2-1-1	直通 0770-22-8116
	小浜市	市民福祉課	〒917-8585 大手町6-3	直通 0770-64-6017
嶺	美浜町	住民環境課	〒919-1192 郷市25-25	直通 0770-32-6703
南	高浜町	住民生活課	〒919-2292 宮崎86-23-2	直通 0770-72-7703
	おおい町	住民窓口課	〒919-2111 本郷136-1-1	直通 0770-77-4053
	若狭町	税務住民課	〒919-1393 中央1-1	直通 0770-45-9106

(令和4年2月)

- 弁護士費用の立替制度について
- 経済的に余裕のない方のための無料法律相談について

法テラス福井

所在地 〒910-0004

福井市宝永4-3-1 サクラNビル2階

電話番号 050-3383-5475

● 実父でない者を「子の父」としないための裁判手続の相談について

福井弁護士会

所在地 **〒**910-004

福井市宝永4-3-1 サクラNビル7階

電話番号 (0776) 23-5255

●出生の届出ができないこと全般について (福井県無戸籍者支援対策協議会 窓口)

福井地方法務局 戸籍課

所在地 **〒**910-8504

福井市春山1-1-54 春山合同庁舎6階

電話番号 (0776) 22-4344 (直通)